

ぶなの杜 利用料金

(1) 基本料金 (1日あたり)

要介護度	ぶなの杜		
	1 割	2割	3 割
要介護 1	682円	1,364円	2,046円
要介護 2	753円	1,506円	2,259円
要介護 3	828円	1,656円	2,484円
要介護 4	901円	1,802円	2,703円
要介護 5	971円	1,942円	2,913円

(2) 食費・居住費 (1日あたり)

介護保険負担限度 額認定区分	ユニット型個室	
	食費	居住費
第 1 段階	300円	880円
第 2 段階	390円	880円
第 3 段階①	650円	1,370円
第 3 段階②	1,360円	1,370円
第 4 段階	1,445円	2,066円

- 第 1 段階市町村民税非課税世帯、生活保護・老齢福祉年金受給者、預貯金等の資産の状況 単身1000万円以下・夫婦2000万円以下
- 第 2 段階市町村民税非課税世帯、年金80.9万円以下の方、預貯金等の資産の状況 単身650万円以下・夫婦1650万円以下
- 第 3 段階①市町村民税非課税世帯、年金80.9万円超120万円以下の方、預貯金等の資産の状況 単身550万円以下・夫婦1550万円以下
- 第 3 段階②市町村民税非課税世帯、年金120万円超の方、預貯金等の資産の状況 単身500万円以下・夫婦1500万円以下
- 第 4 段階市町村民税課税世帯

(3) 加算項目 (1日あたり)

内容	金額			備考
	1割	2割	3割	
日常生活継続支援加算	46円	92円	138円	1年間の新規入居総数のうち介護度4・5の方が70/100以上、または認知症の方が65/100以上、入所者数が6人又はその端数を増す毎に、介護福祉士を1人配置。
看護体制加算Ⅰ	12円	24円	36円	常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算Ⅱ	23円	46円	69円	看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、配置すべき看護職員の数に1を加えた数
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	46円	92円	138円	夜勤職員が基準より1名多く配置していること。
外泊時費用	246円	492円	738円	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定する。
初期加算	30円	60円	90円	入所した日から起算して30日以内の期間について算定する。30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様とする。
安全対策体制加算	20円	40円	60円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。※入所時に1回のみ算定。
栄養マネジメント強化体制	11円	22円	33円	・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置すること。 ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。 ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
看取り介護加算	72円	144円	216円	死亡日以前31日以上45日以下
	144円	288円	432円	死亡日以前4日以上30日以下
	680円	1,360円	2,040円	死亡日の前日及び前々日
	1,280円	2,560円	3,840円	死亡日

(以下は1月あたり)				
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50円	100円	150円	・入所者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症、疾病の状況 その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、少なくとも3月1 回厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たっ て、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要 な情報を活用していること。
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円	220円	330円	(1)歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び 指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている こと。 (2)歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等 の管理を月2 回以上行うこと。 (3)歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛生等の管理につい て、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 (4)歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相 談等に必要に応じ対応すること。 (5)入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、 口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適 切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
協力医療機関連携加算	50円	100円	150円	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等 の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 協力医療機関が下記の①～③の要件を満たす場合（協力医療機関の要 件） ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談 対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体 制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められ た入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円	20円	30円	・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（鶴岡市立 荘内病院）との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し ていること。 ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時期 の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連 携し適正に対応していること。
生産性向上推進加算（Ⅱ）	10円	20円	30円	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資 する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上 で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている こと。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数（基本報酬単位＋各種加算）×14％が料金に加算			

（４）月額料金 あくまで目安の料金となります。

(条件/保険負担割合1割の場合の月額 ※31日計算)						(※31日計算)	
介護度	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	2割負担	3割負担
1	65,773円	68,563円	91,813円	113,823円	138,034円	167,228円	196,421円
2	68,282円	71,072円	94,322円	116,332円	140,543円	172,246円	203,948円
3	70,933円	73,723円	96,973円	118,983円	143,194円	177,547円	211,900円
4	73,513円	76,303円	99,553円	121,563円	145,774円	182,706円	219,639円
5	75,987円	78,777円	102,027円	124,037円	148,248円	187,654円	227,061円